陳　情　文　書　表

受理番号	陳　情　第　１５４　号
件　　名	市長への手紙の適切な運用を求めることについて
要　　旨	１月 14 日に市長への手紙をメール送信したが、10 日たっても確認メールがなく、１月 24 日に電話したが、「確認中」を連発して、受信したかの回答をしなかった。その後やっと受信メールが来たが、「関係課に伝える。回答は本メールに代える」として回答しないことを通知してきた。 市長への手紙でメール送信すると、「市長がきちんと拝見し、お返事は原則として市長からさせていただいております」と返信されるが、審査会の説明で担当課は「処分庁が所管課所属長宛てに調査、検討の依頼を行い、結果を取りまとめ、市長決裁後回答する」と説明している。受信メールの内容と審査会での説明では大きく取扱いが違っている。 以上のことから、下記について陳情いたします。 記 １　受信メールを早期に送信すること。問合せには誠実に対応すること。回答をすること。 ２　「市長がきちんと拝見し、お返事は原則として市長からさせていただいております」を実行すること。
付託 年月日 委員会	令和４年２月 17 日　第１項 第２項 ｝ 市民厚生常任委員会
受　　理	令和４年２月９日　第 586 号